

信用貨幣論と消費貸借 —受領前解除と期限前弁済の場面における損害—

福田健太郎

- I はじめに
- II 従前の議論
- III 銀行貸付の構造
- IV 受領前解除と期限前弁済の場面における損害
- IV おわりに

I はじめに

民法の消費貸借の規律の中に損害賠償に関するものがある。587条の2第2項後段と591条3項がそれであるが、前者は、書面でする消費貸借の借主が金銭等を受け取る前に契約を解除した場合（以下、「受領前解除」という）において、それによって貸主が損害を被れば、貸主は借主に対してその賠償を請求することができるというものであり、後者は、返還時期の定めがある消費貸借の借主が返還時期の到来前に金銭等を返還した場合（以下、「期限前弁済」という）において、それによって貸主が損害を被れば、貸主は借主に対してその賠償を請求することができるというものである。

これらの損害というものが何を指すのかは議論があるところであるが、前者については「貸主が約束した資金を交付するために必要とした調達費用その他の履行準備費用」⁽¹⁾、後者については「貸主の支出した調達費用その他の消費貸借実行のための費用」⁽²⁾などと説明される。そして、以上の説明は、どのような消費貸借であるかを問わず、全ての消費貸借に共通するものとしてなされているようと思われる。少なくとも貸付けの主体によって区別することはなされていない。

しかし、銀行⁽³⁾について言えば、後述のように、新規の貸出を行うことによって銀行預

金という形で貨幣⁽⁴⁾を創造しているのであり⁽⁵⁾、資金を調達して貸し付けているわけではないのであるから、調達費用というものが観念できるか疑問がある。個人が個人に貸し付けるような場合であれば、手元にある分しか貸し付けられないし、十分な資金が手元にないのであれば調達することが必要になる。具体的にはどこから借り入れるといったことが考えられるわけであるが、そのような場合に調達費用が生ずるのは当然である。しかし、貸付けの構造上、手元にある金銭を貸し付けるわけではないのであれば、調達する必要もないであり、そうであれば、調達費用というのも考える必要はない。そうすると、少なくとも、銀行貸付については特殊な考慮が必要ではないかと思われる。

本稿では、以上のような問題意識に立ち、銀行が消費貸借契約の貸主になる場合に、調達費用というものが587条の2第2項後段と591条3項にいうところの損害になりうるのかということについて検討することにしたい。以下では、消費貸借の規定に関する従前の議論を整理し（II）、銀行貸付の構造について確認したうえで（III）、調達費用の取扱いを含めて、受領前解除や期限前弁済の場合における損害とは何かということについて改めて検討することにしたい（IV）。

II 従前の議論

1. 2017年改正前の議論

（1）受領前解除

2017年改正前⁽⁶⁾は現在の587条の2に相当する規定が存在しなかったため、諾成的消費貸借契約が認められるのかということ自体が議論の対象になっていた。もっとも、この点については、認められるということで学説は概ね一致していた⁽⁷⁾。判例も諾成的消費貸借契約が有効であることを前提とする判断を示していた⁽⁸⁾。

他方で、そのような諾成的消費貸借契約が金銭受領前に借主によって解除された場合の法律関係、とりわけ貸主が借主に対して何らかの損害の賠償を請求することができるのかということについては、ほとんど議論されていなかったと言ってよい⁽⁹⁾。本格的な議論が始まるのは債権法改正の過程においてであった。

（2）期限前弁済

591条1項は、「当事者が返還の時期を定めなかつたときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる」と規定するが、2017年改正前は2項において「借主は、いつでも返還をすることができる」という規定があったのみで、当事者が返還の時期を定めた場合に、借主がその時期の前に返還をすることができるのかどうかについて、明文の規定を欠いていた。もっとも、期限前弁済ができることに異論はなく、期限前弁済は期限の利益の放棄の問題として、136条2項の解釈問題になると考えられていた⁽¹⁰⁾。

136条2項は、本文で期限の利益が放棄可能であることを規定し、ただし書で「相手方の利益を害することはできない」ことを規定しているが、期限前弁済の場合に問題となつたのは、借主は弁済期までの利息相当額を支

払わなければならぬのかということであった。そして、この点については、支払わなければならぬというのが起草者以来の理解であったが⁽¹¹⁾、必ずしも踏み込んだ議論がなされていたわけではなかった。期限前弁済の場合の法律関係について本格的な議論が始まるのは、やはり債権法改正の過程においてであった。

2. 改正過程での議論

（1）法制審議会民法（債権関係）部会

無利息の消費貸借契約が締結された場合における目的物引渡前（受領前）の解除権について、民法（債権法）改正検討委員会は、【3.2.6.03】において、甲案、乙案という2つの提案を行った。甲案と乙案の＜1＞は、「無利息消費貸借においては、貸主が消費貸借の目的物を借主に引き渡すまでは、各当事者は消費貸借を解除することができる。ただし、消費貸借の成立が書面（電子的記録を除く）による場合には、この限りではない。」というもので、乙案の＜2＞は、「貸主が事業者であり借主が消費者である場合には、利息の有無を問わず、また、消費貸借の成立が書面による場合であっても、貸主が消費貸借の目的物を借主に引き渡すまでは、借主は、消費貸借を解除することができる。この借主からの引渡前解除権を排除する特約は無効である。」というものであった⁽¹²⁾。また、返還時期の定めのある消費貸借契約における期限前の弁済について、同委員会は、136条2項ただし書に基づいて期限までの利息相当額を支払うことへの疑問を提示したうえで、「借主は、いつでも返還をすることができる。ただし、返還時期の定めのある利息付消費貸借において、その時期の到来前に返還をするときは、借主は、これにより貸主に生ずる損害を賠償しなければならない」という提案（【3.2.6.11】＜2＞）⁽¹³⁾を行った。

法制審議会民法（債権関係）部会では、

2010年9月28日に開催された第15回会議において、以上の提案についてどのように考えるかという問い合わせがなされた⁽¹⁴⁾。本稿の問題意識は、諾成的消費貸借契約が金銭受領前に借主によって解除された場合や返還時期の定めのある消費貸借において期限前に弁済がなされた場合に、貸主である銀行に調達費用相当額の損害が発生しているのかというものであるが、この問題は貸付けをどのように理解するのかということと密接に関連する。銀行は手元にある金銭を貸し付けているのだと考えるのであれば、貸し付けるためには金銭を保有している必要があり、十分な金銭が手元にない場合は事前に調達することが必要ということになる。これに対して、手元にある金銭を貸し付けているわけではないと理解するのであれば、金銭を調達する必要はなく、調達費用はそもそも生じないことになる。民法（債権関係）部会の委員がこの点についてどのように理解していたのかということに注意して、出席者の発言を確認することとする。

第15回会議において、みずほ銀行法務部担当部長（肩書は当時のもの。以下同じ）の岡本雅弘委員は、目的物受領前の借主からの解除について、①「貸主としてはあらかじめ引き渡すべき目的物を準備しておくという必要があるわけでございまして、一方的に解除されたのでは準備に要したコスト、これについて損害をこうむるということになりますので、そういったコストについて賠償がされるのでなければ、一方的な解除については認めるべきでない」、②「特に銀行が大口の貸出しを行う場合に、貸出しするために市場から調達してきた上で貸すといった場合には、市場から調達してきたものをまた返さなければいけないという、反対向きの取引を行わなければいけないという場面が解除された場合には生ずるわけですけれども、その場合に実際にコストというのは現実化することがございます。これはやはり約束をたがえて一方的な

解除をされるわけですから、賠償されてしかるべきだと考えております」(下線筆者、以下同じ)と発言した⁽¹⁵⁾。

2012年8月7日に開催された第54回会議では、三井住友銀行法務部長の三上徹委員から、「事業者の消費者に対する融資の場合の借主の解除権」⁽¹⁶⁾に関する、「実際に損害金とされるものの中には、当該資金を期日まで貸していたら債権者が得られた利息収入に相当するようなものと、実際に融資の準備に掛かったコストととがあります。後者の代表例は、例えば固定でお金を借りるときには大体2営業日前に押さえる必要がありまして、融資実行の当日までに相場が動きますと、解約すると解約コストが発生します。」という発言が⁽¹⁷⁾、「期限前弁済（期限の利益の放棄）によって生じた損害の賠償義務」⁽¹⁸⁾に関して、「少なくとも再運用義務を課すかのような条文は非常に困りますし、またその立証を金融機関側がしろと、立証ができなければ、イーンで再運用できたと考えて、損害は認められないというのはおかしいのではないか。かつ、その運用相手によって信用は違ってきますし、ひも付きで再運用できるわけでもないので、どれがどの再運用の結果なのかとか判断しようがありません」⁽¹⁹⁾という発言があった。「再運用による利益の額の算定は、実際にはかなり困難なことが少くないと思います。金銭消費貸借に限って言いますと、期限前弁済された金銭は、他の金銭と混和してしまって、区別できなくなるのが通常だろうと思いますので、期限前弁済された当該金銭が具体的にどのように再運用されたかは、決めようがないのではないかでしょうか。そして、再運用による利益の額の算定が容易にはできないということになりますと、期限前弁済がされるたびに、再運用による利益の額の算定をめぐる紛争が発生し、その度に訴訟をしなければならないということにもなりかね

ないのでないかという危惧を感じます。」(東京地裁判事村上正敏委員)⁽²⁰⁾とか「銀行のポートフォリオで調達の仕方は多種多様ですし、どの金をどれに貸すという関係がいちいちあるわけではありませんから、その辺はある程度割り切らないと、調達コストというのは出てこない」(三上委員)⁽²¹⁾との発言も見られた。

第54回会議で審議された「期限前弁済（期限の利益の放棄）によって生じた損害の賠償義務」については分科会でも審議された。2012年10月30日に開催された第2分科会第6回会議では、弁護士の中井康之委員から、「特定の貸金とその資金調達が直に結び付いているというのは、相当、ロットの大きい貸金ではないかと思います。銀行以外の貸金業者の中ではそのようなことはあり得ない。ここにあるプールした金が回転しながら貸されて回収し、回収したら直ちに貸されるという関係にあるのではないか。通常の銀行業務においても、一般的に広く資金調達した基本的には預金という中から個別貸付けが実行されている。(改行) 巨大なプロジェクトで50億、100億を特定企業に対して長期20年の貸付けをするときには、一定の市場若しくは一定の契約、そこには様々な複雑な金融手法を駆使して100億を調達して貸し付けている。それが約定と異なり繰上げ弁済をされたら、その資金調達についても解消しなければならないので、多額のコストが掛かるかもしれない。それは一般的な貸し借りの中では、ごく極めて例外的なところではないかという認識をしております」⁽²²⁾という発言があった⁽²³⁾。

（2）国会審議

国会審議においてもこの問題が取り上げられた。まず、2017年4月5日の衆議院法務委員会では、藤野保史委員から、銀行による貸付けではなく高利貸し業者や闇金業者によるいわゆる押し貸しについて、仮に借主が解除

できたとしても業者の側が損害賠償の規定を利用して脅しをかけてくるのではないかという懸念が示された。

これに対して、法務省民事局長の小川秀樹政府参考人は、「諾成的消費貸借の借り主に目的物を借りる債務を負わせないために特別の解除権を付与したという趣旨に鑑みますと、この場合に損害賠償を請求することができる損害といましても、貸し主が金銭などを調達するために負担した費用相当額などにとどまるものと解され、現実に目的物の交付を受けていないにもかかわらず、例えば弁済期までの利息相当額が損害となるなどと解する余地はない」、「また、貸し主が金融機関であり、借り主が消費者であるケースのように、借り主の解除によって貸し付けができないことになったといましても、貸し付けを予定していた資金を他の貸付先に流用することができるというような場合には、そもそも具体的な損害自体も発生していない」と答弁した⁽²⁴⁾。

2017年5月23日の参議院法務委員会では、小川敏夫委員が、銀行や貸金業者による貸付けを念頭に置いて、591条3項の損害に履行利益（利息相当額）は含まれるのかという質疑を行った。そのやり取りの中で、小川参考人は、「例えば損害賠償の対象として調達コストしか生じないような場合があると思うんです。要するに、それはすぐほかの人に回せて即日同じような消費貸借契約ができるとすれば、何が損害かと言われれば、それはそのままにコストにとどまるような場合が考えられると思うんですけど…」と述べた⁽²⁵⁾。

その後も、小川委員から「調達コストとか、そうした回収して返ってきたお金の運用が可能かどうかとか、そういうことで損害の有無を判断するとなると、私は、さっきも言ったように、金利が高い、たちの悪い金貸しほど損害が認定されやすくなるんじゃないかなという、私は社会の正義感に反するような

結果になっちゃうと思うんですが」⁽²⁶⁾という質疑がなされ、それに対して、小川参考人から、「いわゆる金融関係のところでも、例えば大量に顧客を抱えているようなところというのは多分返ってきたものをすぐ貸し付ける相手がいるわけでしょうから、そういう意味では損害の額というのは比較的低く考えられる。あるいは、業として比較的小口の貸付けを行うようなところも同様に損害の額というのは低く考えることが、言わば大量的なものであって代替性も利くということだろうと思います」⁽²⁷⁾という答弁がなされた。

3. 2017年改正後の議論

以上のとおり、法制審議会民法（債権関係）部会審議においても国会審議においても、銀行による貸付けとそれ以外の者による貸付けは、特に区別されることなく議論が交わされてきたといってよい。そして、銀行が貸主となる場合であっても、銀行は資金を調達しそれを借主に貸し付けているという理解が基礎に据えられていた⁽²⁸⁾。

この理解は、2017年改正後の議論においても維持されている。立案担当者による解説書では、「貸主が金融機関であり、借主が消費者であるケースのように、借主の解除により貸付けができないこととなったとしても、貸付けを予定していた資金を他の貸付先に流用することになる場合には、具体的な損害は発生していないと考えられる」とか⁽²⁹⁾、「返済を受けた資金を他へ転用することができるところからすると、実際に、損害賠償が認められるのは、例えば、事業者間の取引における高額の貸付けのように、期限前に返済を受けたとしても金銭を再運用することが实际上困難であり、他方で返済期限までの利息相当額を支払ってもらうことの代わりとして利率が低く抑えられていたようなケースなどに限られると解される」⁽³⁰⁾と説明されている。ここでは、貸付けの主体が銀行であるか貸金業者で

あるかという区別はなされていない⁽³¹⁾。

改正法の解説書、注釈書、体系書、概説書においても、この点を区別して説明しているものは見当たらず、いずれも貸主は手元にある物や金銭を貸し付けているという理解に立脚している⁽³²⁾。

III 銀行貸付の構造

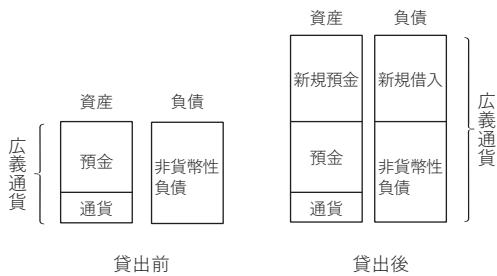
1. イングランド銀行の季刊誌の論稿

前章で確認したように、貸金業者が手元の資金を借主に貸し付けているのと同様に、銀行も手元の資金を貸し付けているという理解が、銀行実務に携わっている者も含めて、民法の世界では異論なく受け入れられている。ところが、現実はどうもそうではなさそうである。冒頭でも少し触れたが、ここではイングランド銀行の季刊誌に掲載された論稿⁽³³⁾を確認しておく。この論稿は様々なところで紹介されており⁽³⁴⁾、ここでわざわざ見る必要はないのかもしれないが、念のため本稿に関係する部分の概要を紹介しておくことにする。

論稿は、まず、貨幣の創造について誤解があるとする。その誤解とは、銀行は仲介者として行動している、銀行は預金者によって預けられた預金を貸し付けているというものである。では、実際はどうなのかというと⁽³⁵⁾、商業銀行⁽³⁶⁾は、新規の貸出を行うことによって銀行預金という形で貨幣を創造しているのである。住宅を購入するために抵当権を設定する者に対して貸付けを行う場合でも、銀行は紙幣を手渡すわけではなく、被担保債権額相当の預金を銀行口座に設定するのであり、この瞬間に貨幣が創造されるという⁽³⁷⁾。

バランスシート上では次のようになる。借主のバランスシートについて言えば、貸出しが行われると、資産の部に預金が計上され、負債の部に新規借入が計上される（図1）。

図1 借主



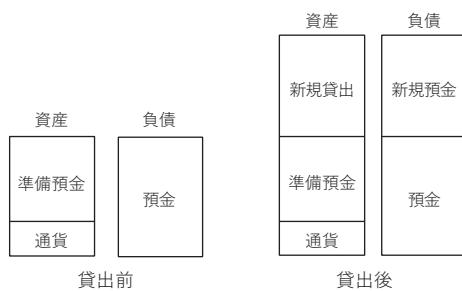
McLeay et al., supra note 5, p.16.

広義通貨の資産とそれに対応する負債のみを表示。非貨幣性負債には既存の借入れを含む。

ここで新たな広義通貨が創造される。

貸主である銀行のバランスシートは、貸出しが行われると、資産の部に新規貸出が計上

図2 商業銀行



McLeay et al., supra note 5, p.16.

貨幣性資産と貨幣性負債のみを表示。

され、負債の部に預金が計上される⁽³⁸⁾（図2）。

これに対して、新規の貸出の前後において中央銀行のバランスシートに変化はなく、借主のバランスシートに広義通貨が創造されても、ベースマネーは一定である（図3）。準備預金の額が貸出しの額を直接制約すること

図3 中央銀行



McLeay et al., supra note 5, p.16.

ベースマネーに係る負債とそれに対応する資産のみを表示。

にはならない⁽³⁹⁾。

貸出しによって貨幣が創造されるということは、逆にいえば、弁済によって貨幣は破壊されるということを意味する。消費者がクレジットカードを用いてスーパーで買い物をした場合、購入した時点で消費者のバランスシート上の借入金額が増え、月末にクレジット代金を支払った場合、その時点で消費者のバランスシート上の預金が減少する⁽⁴⁰⁾。

2. 日本銀行の見解

以上のような理解は日本銀行の見解でもある。2019年4月4日の参議院決算委員会において、西田昌司理事の「日銀総裁に聞きますが、銀行は集めたお金で貸しているんじゃなくて、貸付けは、焦げ付かない限り、返済可能な限り幾らでも無限に出せるんです。現実には日銀に準備預金で預けなきゃならないところはありますけれども、まず、そういうことが現実じゃないかと。それから、事実上の通貨の大宗は先ほど言いましたように預貯金ですから、預貯金を増やそうと思えば、銀行の信用創造、つまり銀行が貸し出す以外ないということ、この二つは事実だと思いますので、まず、日銀総裁、この二つのことだけ答えてください。」という質疑に対して、日本銀行総裁の黒田東彦参考人は、「まず第一に、いわゆるマネーストックあるいはマネーサプライというものは企業や家計などが保有する現金と預金を幅広く集計したものですが、その大宗は確かに銀行預金から成っております。（改行）そして第二点ですが、こうした銀行預金は、企業や家計の資金需要を受けて銀行などが貸し出しなどの与信行動、信用を与える行動、すなわち信用創造を行うことにより増加することになるということで、この点も委員御指摘のとおりであります」と答弁した⁽⁴¹⁾。

同年5月23日の参議院財政金融委員会では、西田昌司委員からの、「サラ金というのではなく、銀行からお金を借りてそれを貸している

わけですね。そういうビジネスモデルになります。ところが、銀行は、皆さん方から集めたお金をそのまま出しているわけじゃないわけなんですね。ここに信用創造というのが出でています。サラ金とこのいわゆる民間銀行、同じ両方ともものを借りているように見えますけれども、仕組みが違うんですが、そのところ、副総裁、説明していただけますか」という質疑に対し、日本銀行副総裁の雨宮正佳参考人は、「今御指摘のとおり、金融機関というのは、基本的には貯蓄超過主体から投資超過主体に対して資金の融通を行うというのが仕事でありますので、これについて言いますと、銀行のみならず、ノンバンクですとか株式市場、債券市場で資金仲介する様々な金融機関によって行われておるわけであります。ただし、こうした様々な主体の中で決済性預金口座というものを提供している銀行だけが、その与信行動により、自ら貸出しと預金を同時につくり出すことができるわけであります。(改行) 私が例えればノンバンクに行って金を借りるときには、ノンバンクはどちらかで調達してその金を私に貸してくれるわけですけれども、銀行は私に金を貸すときは、私の預金口座に記帳すると、で、後から預金が発生するという格好になります。これを信用創造と言つておるわけでありますけれども、この点で銀行はノンバンクなど他の金融機関とは異なる機能を持っているというふうに理解しております」と答弁した⁽⁴²⁾。

2022年3月15日の参議院財政金融委員会では、西田昌司委員からの、「一番大事なポイントは、信用創造ということなんです。これは、銀行がお金を貸し出すことによって銀行預金が生まれてくると、言わば無から有が生まれてくる、そういう仕組みで、現代の社会の中で当たり前に行われているこれ事実であります。理論ではなくて事実であります、まずこの信用創造について日銀さんから説明をしていただきたいと思います」という質疑

に対して、日本銀行企画局長の清水誠一参考人は、「現実の銀行実務に即して申し上げますと、民間銀行は、家計や企業に資金需要があり、かつ貸出金利が借り手の返済能力や審査費用などに見合った水準にあると判断すれば、貸出しを実行いたします。その際、借り手の預金口座には同額の預金が発生し、ここに信用創造が行われることになるというふうに理解してございます」と答弁した⁽⁴³⁾。

3. 大学入学共通テスト

イングランド銀行の季刊誌の論稿でなされたバランスシートの説明は、日本の大学入学共通テストにおいても登場している。2022年1月に実施された共通テストの「政治・経済」の設問であり、信用創造の意味合い等をめぐって出題当初から話題になったものである。第2問の問5は次のような設問である。

下線部⑩⁽⁴⁴⁾に関連して、生徒たちは、次の図1と図2を用いて市中銀行の貸出業務を学習することになった。これらの図は、すべての市中銀行の資産、負債、純資産を一つにまとめた上で、貸出前と貸出後を比較したものである。これらの図から読みとれる内容を示した後のメモを踏まえて、市中銀行の貸出業務に関する記述として最も適当なものを、

図4 共通テスト

資産		負債・純資産	
資産	負債・純資産	資産	負債・純資産
「すでにある貸出」 85	「すでにある預金」 90	「すでにある貸出」 85	「すでにある預金」 90
-----		-----	
日銀当座預金 15	資本金 10	日銀当座預金 15	資本金 10

図1 貸出前のバランスシート

図2 貸出後のバランスシート

(注) バランスシートの左側には「資産」が、右側には「負債・純資産」が表され、「資産」と「負債・純資産」の金額は一致する。簡略化のため、市中銀行の資産は貸出および日銀当座預金、負債は預金、純資産は資本金のみとし、また貨幣単位は省略する。

次の①～④のうちから一つ選べ。

本稿の図4は、共通テストの問題文中に登場する「図1と図2」である。図の注の部分の説明も共通テストものである。また、問題文が言うメモというのは次のようなものである。

個人や一般企業が銀行から借り入れると、市中銀行は「新規の貸出」に対応した「新規の預金」を設定し、借り手の預金が増加する。他方で、借り手が銀行に返済すると、市中銀行の貸出と借り手の預金が同時に減少する。

共通テストにおける市中銀行のバランスシートの図は、当然のことながら、イングランド銀行季刊誌論稿における商業銀行のバランスシートの図と核心部分において一致している。貸出しによって、資産の部に「新規の貸出」が計上され、負債の部に「新規の預金」が計上される。この設問に対する選択肢は次の4つである。

- ① 市中銀行は「すでにある預金」を個人や一般企業に貸し出すため、銀行貸出は市中銀行の資産を増加させ負債を減少させる。
- ② 市中銀行は「すでにある預金」を個人や一般企業に貸し出すため、銀行貸出は市中銀行の資産を減少させ負債を増加させる。
- ③ 市中銀行は「新規の預金」を創り出すことによって個人や一般企業に貸し出すので、銀行貸出は市中銀行の資産と負債を減少させる。
- ④ 市中銀行は「新規の預金」を創り出すことによって個人や一般企業に貸し出すので、銀行貸出は市中銀行の資産と負債を増加させる。

正解は④であるが、これは、「市中銀行は『すでにある預金』を個人や一般企業に貸し出す」としている説明が誤りであり、「市中

銀行は『新規の預金』を創り出すことによって個人や一般企業に貸し出す」という説明が正しいことを意味する。そして、これらいすれも季刊誌の論稿や日本銀行の国会答弁で述べられていることである。

4. 内生的貨幣供給理論

以上のような「民間非銀行部門の資金需要に応じて銀行が貸出を預金設定で行うことにより貨幣が創造（預金通貨が供給）される」という理論⁽⁴⁵⁾のことを内生的貨幣供給理論という。「銀行貨幣、あるいは信用貨幣を中心に経済を捉えるため、信用貨幣論とも呼ばれている」⁽⁴⁶⁾。これは貨幣供給に関する経済学の理論の一つであるが⁽⁴⁷⁾、理論の一つであるということは必然的に論争の対象になっているということである⁽⁴⁸⁾。本稿のこれまでの流れを整理すると、日本銀行は内生的貨幣供給理論に立脚しており、法制審議会民法（債権関係）部会の出席者は銀行関係者⁽⁴⁹⁾も含めてその理論には立脚していない、少なくとも当時は立脚していなかったということになる。依拠する理論が異なっている以上、説明が異なるのは当然であるが、銀行が貸主となった場合の587条の2第2項後段や591条3項の損害に調達費用というものが含まれるのかという問題が経済理論と連動する以上、この点に決着を付けなければ民法の解釈が確定しないことになる。しかし、587条の2第2項後段や591条3項の損害の解釈が経済学の理論に左右されるというのは安定性を欠く。このような状態は望ましいとは言えない。

そもそも、この問題は、法律学における学説の対立のように、いずれも成り立ちうるもの前提にしてどの解釈論を採用すべきなのかというものではなく、銀行貸付という現実に行われている行為をどのように説明するのかというものである。そして、そのことを正面から問われた中央銀行が国会審議という公式の場で、「銀行だけが、その与信行動によ

り、自ら貸出しと預金を同時につくり出すことができる」、「銀行はノンバンクなど他の金融機関とは異なる機能を持っている」と述べている以上、銀行に関しては、既にある預金を貸し付けているのではないという理解を前提にすべきである⁽⁵⁰⁾。経済学において議論の対象になっていることは上述のとおりであるが、少なくとも現時点での法解釈としては、内生的貨幣供給理論、信用貨幣論が述べるような考え方を基礎に据えるべきであろう。

IV 受領前解除と期限前弁済の場面における損害

前章までで検討したことを踏まえて、本章では、受領前に契約が解除されたり期限前に弁済されたりした場合に、貸主である銀行に調達費用相当額の損害が生じるのかという問題について、関連する問題にも触れつつ、改めて検討することにしたい。

1. 調達費用

金銭消費貸借の場面における調達というのは、いうまでもなく金銭を工面する、集めるという意味であるが、例えば、個人が個人に対して金銭を貸し付ける場合は、手元の資金を貸し付けることになる。もし手元の資金が不足しているのであれば、他から借り入れるなどして用意するしかない。金銭の調達には当然のことながら費用がかかるのであり⁽⁵¹⁾、このような状況で借主が受領前に消費貸借契約を解除すると、貸主には調達費用相当額の損害が生じることになる。

これに対して、銀行が貸付けを行う場合は、貸し出すことにより銀行預金という形で貨幣を創造している。手元の資金を貸し付けているわけでもなく、資金を調達して貸し付けているのでもない。したがって、銀行貸付にあっては、調達費用というのを観念することができない。そして、そうである以上、調達費用が損害となることはない⁽⁵²⁾。この点

が貸付けの主体が銀行である場合とそうでない場合との決定的な違いである。

このように考えると、587条の2第2項や591条3項で規定されている損害の解釈にあたっても、銀行とそれ以外とを一緒にたに説明するのは適切ではない。銀行が貸主になる場合と貸金業者が貸主になる場合とを分けて説明することが必要となろう。もしその部分を敢えて区別せずに説明しようとするのであれば、銀行貸付の場合には調達費用は問題とならないのであるから、調達費用という文言を除外して説明を行うべきということになる。

2. 関連する論点：再運用

銀行は手元の資金を貸し付けているわけではないという理解を前提にすると、概説書等でなされている説明についても再考が求められることになる。目的物受領前の解除や期限前弁済における損害に関してある程度共有されていると思われる説明として、再運用に関するものがある。受領前の解除について言えば、「借主の解除により貸付けができないこととなったとしても、貸付けを予定していた資金を他の貸付先に流用することになる場合には、具体的な損害は発生していない」⁽⁵³⁾という説明がそれであり、期限前弁済について言えば、「貸主は、借主の期限前弁済によって元本が返還されるから、本来貸付期間内に負担するはずであった目的物の調達コストを免れることになる。また、目的物が金銭の場合には貸主は再運用が可能である。したがって、抽象的には、利息相当額からこれらを控除した額が貸主の損害額になると解される」⁽⁵⁴⁾という説明がそれである。

これらの説明は、いずれも金銭を物のように捉えているところに特徴がある。まず、受領前解除の場合であるが、後述のとおり、ここでは、利息相当額は損害に含まれないという理解が一般的であるため、調達費用相当額の損害が再運用によって填補されるという説

明になる。例えば、貸主が借主に100万円を貸し付けるために、100万円をどこかから調達したとする。そして、調達のために5万円の費用を支出したとする。この状況で、金銭が交付される前に借主によって消費貸借契約が解除されると、5万円の調達費用がそのまま損害ということになる。ところが、もし100万円を他の人に貸し出すことができるのであれば、再度5万円を支出して100万円を調達する必要がなくなるので、調達費用の5万円は無駄にならないことになる。そういう意味で、具体的な損害は発生していないということになる。

次に、期限前弁済については次のような説明になる。期限前弁済の場合には、利息相当額の損害賠償請求が認められる余地を残すのが一般的であるようと思われるため、利息相当額の損害が再運用によって填補されるという説明が可能になる。100万円を年利10%で1年間貸し付ける予定であった場合を考えてみよう。この場合、貸主が1年後に取得できる利息は10万円である。ところが、半年後に弁済を受けた場合、利息として取得することができるのは5万円である。しかし、100万円は弁済によって手元に戻ってきたのであり、その100万円を他者に貸し付けることも可能となる。仮に100万円を年利10%で半年間貸し付ければ、半年後には5万円の利息を受け取ることができる。5万円の利息を取り損なったように思えるが、他者に貸し付けることができるため、実質的に損害は填補される形になる。

しかし、少なくとも銀行が貸し出す場合、そのような構造になっていないことは既に確認したとおりである。受領前解除についていえば、銀行は手元にある資金を貸し付けているわけではなく、資金を調達して貸し付けているわけでもないのであるから、そもそも調達費用というものが観念できない。また、調達費用が観念できない以上、再運用(流用)が

できたから調達費用相当額の損害が填補されるということにもならない。そもそも、貸出しによって貨幣を作り出しているのであるから、流用という概念も銀行貸付の場面では観念できない。以上のとおり、受領前解除の場合においては、上記の説明は適切でない⁽⁵⁵⁾。

期限前弁済についても、銀行は弁済された金銭を他者に貸し付けているわけではないのであるから、そのことによって利息相当額の損害が填補されるということにはならない。利息相当額を損害と評価するかは争いがあるが、仮に損害と評価できるのであれば、利息相当額の損害は銀行の損害として残り続けることになる⁽⁵⁶⁾。

3. 受領前解除、期限前弁済の場合の損害

では、受領前解除や期限前弁済によって貸主が被る損害とは何か。銀行貸付の場合を意識しつつも、金銭消費貸借一般を念頭に置いて、この点について改めて検討する。

（1）受領前解除

前述のとおり、受領前解除の場合、利息相当額は損害に含めないというのが現在の一般的な理解である。立案担当者は、「損害としては、貸主が金銭等を調達するために負担した費用相当額にとどまる」と解され、現実に目的物の交付を受けていないにもかかわらず弁済期までの利息相当額が損害になると解する余地はない⁽⁵⁷⁾と説明しており、学説もこの方向で一致している。条文上、利息相当額が損害に含まれると解釈することも不可能ではないが、受領前解除を認めていたのに利息相当額を損害として請求されるのであれば受領前解除を認めた意味がない。受領前解除制度の趣旨は、借主の借りる義務を否定し、解除することを通じて、当事者間の関係を契約締結前の状態、厳密に言えば、社会的接触関係に入る前の状態に戻すところにあるというべきであり⁽⁵⁸⁾、そうである以上、利息相当額

は損害には含まれないと解すべきである⁽⁵⁹⁾。

もっとも、利息には「契約書作成や担保調査、業務に従事する銀行職員の報酬や事務に使われる機械の維持・償却コストなど」⁽⁶⁰⁾も含まれているのであり、これらについては個別に考える必要がある。論者によると、利息は、「①貸出契約時点でかかる契約費用などの事務コスト」⁽⁶¹⁾、②「期中の調達コスト（…）に期中の事務コスト（…）などの経費を加えた、文字どおり『ベース』になる金利部分」⁽⁶²⁾、「③期中の信用コスト（…）=銀行の純利益」に分解されるという。そして、金利というのは「期中に一定の利率で徴求するものとして定着してきた」のであり、「①を期中に分割回収し、③の信用リスクを均等にならして期初の高いリスクを後取りしているという関係になる」のだから、受領前解除を無償で認めよという主張は、①を無償で放棄せよという主張になるのだという⁽⁶³⁾。

確かに、前述のように、受領前解除制度の趣旨は当事者間の関係を契約締結前の状態に戻すところにあると考えるならば、契約締結の際にかかった費用については損害として填補されなければ契約締結前の状態に戻ったとは言えない。損害が発生したことについてでは貸主（銀行側）が立証する必要があるものの⁽⁶⁴⁾、契約締結の際に要した費用それ自体は損害にあたるというべきである⁽⁶⁵⁾。ただし、定型化された業務の範囲内にある行為によって生じた費用（光熱費や通信費が典型である）については、異なる考慮が必要である。上記の「契約書作成や担保調査、業務に従事する銀行職員の報酬や事務に使われる機械の維持・償却コスト」もおそらくそのような性質の費用であり、厳密に言えば①の「貸出契約時点でかかる契約費用などの事務コスト」に含まれることになると思われる。しかし、これらは営業活動に伴って必然的に生じる経費であり、受領前解除によって解消された契約のために費やされなくても、どちらにして

も費やされていたといえる⁽⁶⁶⁾。したがって、これらの費用は受領前解除によって生じた損害ではなく、587条の2第2項後段の規定によって賠償されるべき損害には当たらないというべきである。

（2）期限前弁済

まず、利息相当額が損害になりうるのかということから検討する。期限前弁済の場合には、「貸主が返還時期までに得られたであろう利息が当然に貸主の損害となるわけではない」⁽⁶⁷⁾という微妙な言い回しを用いて、原則として利息相当額は損害に含めず、例外的に損害に含める余地を残すというのが現在的一般的な理解ではないかと思われる。

そして、この方向性は基本的に正しいといるべきである。受領前解除の場合と同様、期限前弁済を認めておきながら期限までの利息相当額は支払わなければならないというのでは、何のために期限前弁済を認めたか分からなくなる。したがって、期限前弁済を認めた制度趣旨から、期限までの利息を得させることが合意内容になっているような特段の事情がある場合を除いて、利息相当額は損害に当たらないとするのが正当である⁽⁶⁸⁾。

もっとも、利息の中には様々な要素が存在するのであり、利息相当額は期限前弁済の制度趣旨から認められないとしても、利息の中に含まれる具体的な内容を損害として把握することが否定されるものではない。上述の①～③のうち、「期限前弁済を無償で認めよという主張は①の残額と③の信用リスクの後取り部分を無償で放棄せよとの主張ということになる」⁽⁶⁹⁾と言われるが、この点について検討しておく。

まず、①の「貸出契約時点でかかる契約費用などの事務コスト」であるが、期限前弁済の場合は受領前解除の場合と異なり、預金の設定等の形式で交付がなされている。その意味で、一応目的は達成している。期限前弁済

があったからといって、これらの費用が無駄になるわけではない。したがって、これについては損害にはならないというべきである。②の期中の経費も弁済までの分については利息として回収できているのであり、弁済後の分はそのような経費が発生しない以上、これについても損害はないというべきである。問題は③の「期中の信用コスト」である。利息に信用コストの対価としての意味合いがあることは論者の指摘するとおりであるが、「期中の信用コスト」が「銀行の純利益」とイコールである以上、これはまさに期限前弁済を認めた制度趣旨に鑑みて、損害として認めるわけにはいかないものと言える⁽⁷⁰⁾。この利益を確保したければ、その旨の特約を結んでおくことで対応するしかないと思われる。そうすると、期限前弁済の場合は受領前解除の場合以上に、利息に関連する損害は存在しないということになる⁽⁷¹⁾。

以上のとおり、期限前弁済の場合は、特に期限までの利息を得させるような合意がない限り、損害は考えにくい。貸金業者が貸主になる場合は、調達費用が損害として考えられるが、貸金業者が調達のため特別に借入行為を行ったような場合は、貸主として弁済を受けた金銭を用いて、借主として期限前弁済をすることができるのであり、また再流用を通じて調達費用相当額の損害を填補することができるため⁽⁷²⁾、実際上の損害は少額にとどまるであろう。

V おわりに

以上、検討してきたように、銀行は金銭を調達して借主に貸し付けることをしていないため、銀行が貸主になる場合、調達費用というものは観念できない。受領前解除の場合、利息相当額は損害に該当しないし、期限前弁済の場合も利息相当額は原則として損害に該当しないため、銀行が587条の2第2項後段や591条3項にいうところの損害を被るケー

スは稀であると言える。

銀行以外の主体が貸し付ける場合は調達費用を観念することができるが、その場合でも、調達費用は利息に吸収されるものであるため、貸主が利息相当額の損害を借主に徴求することができるのであれば、調達費用が単独で問題となることはない。調達費用が単独で問題となるのは、貸主が利息相当額を借主に徴求することができない場合である。そして、本稿で検討したとおり、受領前解除の場合は利息相当額が損害となることはなく、期限前弁済の場合も特段の事情のない限り利息相当額が損害になることはないのであるから、調達費用が問題となるのは、貸金業者から借り入れた者が金銭受領前に消費貸借契約を解除した場合と、同じく貸金業者から借り入れた者が期限前に弁済をした場合ということになる。もっとも、貸金業者については再運用も同時に観念できるため、受領前解除がなされた場合でも期限前弁済がなされた場合でも損害として残るものは考えにくい。

このように考えると、銀行による貸付けの場合でも貸金業者による貸付けの場合でも、受領前解除や期限前弁済の際に発生する損害というのは、一般論としてはそれほど多くないと言える。

注

- (1) 中田裕康『契約法〔新版〕』358頁（有斐閣・2021年）。ただし、期限の合意を「単に、借主が期限までは返還しなくてよいことを定めるもの」と解釈した場合の損害の内容である。
- (2) 中田・前掲(1)369頁。
- (3) 信用金庫や労働金庫も同様である。後述のとおり、預金という形で貨幣を創造することができるかどうかが重要なのであるから、ここでは預金取扱等金融機関のことを指すこととし、以下では銀行で代表させる。これに対して、預金取扱等金融機関でない金融機関については貸金業者で代表させる。
- (4) 辻正次ほか編『新版経済学辞典』67頁（中央経

済社・2019年)によると、貨幣とは「交換手段、価値尺度、価値貯蔵の3つの機能を有するもののこと」である。前田達明『口述債権総論〔第3版〕』46頁(成文堂・1993年)は、「広義の『貨幣』について、「財の一般的な価値の尺度となる物(貨幣の根源的機能)で、一般的な交換の手段(Tauschmittel)となる物というのが一般的な定義」だとしている。もっとも、以上の説明は貨幣の機能に関するものであり、貨幣とは何かという貨幣の本質に迫るものでない場合には注意が必要である。中野剛志『富国と強兵 地政経済学序説』53頁(東洋経済新報社・2016年)(貨幣の本質については、同54頁以下参照)。いずれにせよ、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で登場する「貨幣」(=硬貨)とは異なる。

- (5) Michael McLeay, Amar Radia and Ryland Thomas of the Bank's Monetary Analysis Directorate, Money creation in the modern economy, Quarterly Bulletin 2014 Q1, Bank of England, p.16.
- (6) 法制審議会民法(債権関係)部会だけをとっても足掛け7年に渡り審議がなされており、改正前といっても幅があるが、ここではひとまず法制審議会での審議が始まった2009年以前の状況について確認する。
- (7) 中田裕康『契約法』356頁(有斐閣・2017年)。
- (8) 最判昭和48年3月16日金法683号25頁。「原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、貸付をなすべき債務の履行としての所論の金員給付義務は、本件担保供与義務の履行の提供の有無にかかわりなく発生しているものというべく…」としていた。
- (9) 2017年改正前の諾成的消費貸借契約の論点については、中田・前掲注(7)357-358頁。
- (10) 我妻栄『債権各論中巻一(民法講義V2)』372頁(岩波書店・1957年)。
- (11) 梅謙次郎『民法要義卷之一総則編〔訂正増補第23版〕』323頁(法政大学・明法堂・1903年)。その後も、我妻・前掲注(10)372頁など。もっとも、最判平成15年7月18日民集57巻7号895頁は、利息制限「法1条1項及び2条の規定は、金銭消費貸借上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする法所定の制限内の利息の取得のみを認め、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項ただし書の規定の適用を排除する趣旨と解すべきで

あるから、過払金が充当される他の借入金債務についての貸主の期限の利益は保護されるものではなく、充当されるべき元本に対する期限までの利息の発生を認めることはできない」としていた。

- (12) 民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針IV—各種の契約(1)』380頁(商事法務・2010年)。引渡前(受領前)解除権が排除されると借主は貸付けが不要になってしまって契約に拘束されるが、そうすると、貸主の損害を借主が負担しなければならなくなる(返還時期の定めのある消費貸借における期限前弁済に関する【3.2.6.11】<2>のただし書に照らすと、そのようになる)ことが指摘された。同382頁。
- (13) このただし書について、「貸主が事業者であり、借主が消費者である場合には適用しない」という提案(乙案<3>)も同時になされた。以上、民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注(12)413-416頁。
- (14) 民法(債権関係)部会資料16-2、5頁、10頁。
- (15) 法制審議会民法(債権関係)部会第15回会議議事録15頁。②は中田裕康委員の銀行実務はどうかという発言(議事録14頁)に対する応答であり、中田委員の発言は、東京電力株式会社総務部長である木村俊一委員の「消費貸借を行うため資金調達のような言わば準備行為をしている場面もあるわけですので、その場合の損害は、誰が負担すべきなのかという問題があります。消費者である借主が解除権を使用したときには、損害賠償を認めるというのであればまだ分かるのですが、そうでないならば、資金調達コストを社会全体で持つことになりますので、このような制度を設ける場合には損害の負担制度といったものを、整備していく必要があるといった意見もございました」という発言(議事録9頁)を受けたものである。
- (16) 民法(債権関係)部会資料44、32頁。
- (17) 法制審議会民法(債権関係)部会第54回会議議事録13-14頁。
- (18) 民法(債権関係)部会資料44、39頁。
- (19) 法制審議会民法(債権関係)部会第54回会議議事録28頁。
- (20) 法制審議会民法(債権関係)部会第54回会議議事録30頁。
- (21) 法制審議会民法(債権関係)部会第54回会議議事録31頁。
- (22) 法制審議会民法(債権関係)部会第2分科会第

- 6回会議事録45頁。
- (23) 中井委員は、2014年7月15日に開催された第94回会議でも、「当然銀行としてはしかるべき資金調達手段を考えて、その後ろで様々な契約、リスク回避のための契約を結ぶ。金利スワップなどを結んだりもするでしょう。そういう事前準備をして資金を用意して貸そうとしているにもかかわらず借り手から期限前の解除を申し出てお金を借りる必要がなくなった。(改行) こういう場合についてはなるほど銀行の方に資金を準備したことによる損害が発生することがあり得るでしょう、このような場面についてはこの損害賠償することができる、期限前解除によって損害が生じたと認め得る場面で借主に賠償義務が発生する」(法制審議会民法（債権関係）部会第94回会議事録23頁)という発言を行っている。学説においても、森田修「諾成的消費貸借における要物性の意義（3）」法教366号46頁（2011年）は、「借主の『借りる義務』の違反によって貸主が被る損害としては、貸主が『貸す債務』の履行を準備するために、資金を市場で調達するために要した費用を被った損害として賠償請求ができるよう」としていた。
- (24) 第193国会衆議院法務委員会会議録8号6頁。
- (25) 第193国会参議院法務委員会会議録13号4頁。
- (26) 第193国会参議院法務委員会会議録13号5頁。
- (27) 同上。
- (28) ただし、法務委員会において、法務省民事局長は金融機関とか金融関係という言葉を用いており、金融機関という言葉の多義性に鑑みると、銀行を念頭においた発言と言い切れるかどうかは微妙な部分もある。
- (29) 587条の2第2項後段の損害について。筒井健夫＝村松秀樹編『一問一答民法（債権関係）改正』294頁（商事法務・2018年）。以下、「一問一答」で引用。
- (30) 一問一答300頁。591条3項の損害について。
- (31) ただし、ここでも金融機関としか述べられていないのであり、銀行を敢えて除外して説明がなされている可能性もある。ただ、金融機関の種類によって扱いを分けているわけではないと読むのが素直な解釈というべきである。
- (32) 債権法研究会編『詳説改正債権法』479頁以下〔三上徹〕（金融財政事情研究会・2017年）、潮見佳男ほか編『詳説改正民法』452-453頁〔千葉恵美子〕（商事法務・2018年）、潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正—2017年債権法改正〔第2版〕』383頁〔三枝健治〕（弘文堂・2021年）、鎌田薰ほか編『新基本法コメントール債権2』179頁〔川地宏行〕（日本評論社・2020年）、松岡久和ほか編『改正債権法コメントール』803、810頁〔小野秀誠〕（法律文化社・2020年）、森田宏樹編『新注釈民法（13）I 債権（6）』72頁〔丸山絵美子〕（有斐閣・2024年）、潮見佳男『新契約各論I』270頁（信山社・2021年）など。
- (33) McLeay et al., supra note 5, pp.14 et s. なお、この季刊誌に掲載される論稿については、イングランド銀行内部で議論され、内容がイングランド銀行の公式見解として適當かどうかが吟味されているという（斎藤美彦「カーニー体制下のイングランド銀行金融政策」証券経済研究90号9頁（2015年）によると、イングランド銀行のオフィシャル・ヒストリアンのキャシーが、2010年刊行の Bank of England 1950s to 1979, Cambridge University Press でその旨を述べているようである）。
- (34) 季刊誌にはこの論稿の姉妹編である Michael McLeay, Amar Radia and Ryland Thomas of the Bank's Monetary Analysis Directorate, Money in the modern economy : an introduction, Quarterly Bulletin 2014 Q1, Bank of England, p.4も掲載されている。これは貨幣が借用証書の一形態であることを説明するものであるが、斎藤美彦「なぜ先進国中央銀行は貨幣供給の内生性に関する論文を発表したのか？」大阪経大論集74巻1号20-21頁（2023年）には、これらの論稿を取り上げた論文が一覧形式で掲載されている。
- (35) 前提として、広義通貨（broad money）が家計や企業によって保有される貨幣の総量を示す指標であり、それが家計や企業に対する商業銀行の借用証書（IOU）である銀行預金と大部分が中央銀行の借用証書である通貨（currency）から構成されていること、2種類の広義通貨のうち銀行預金が2013年12月時点で97%を占めていることを指摘する（McLeay et al., supra note 5. p.15）。
- (36) 論稿では commercial bank という言葉が用いられているため、商業銀行と訳しておく。
- (37) 斎藤・前掲注(34)5頁以下にあるとおり、ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行やスウェーデンの中央銀行であるスウェーデンリクスバンクの公式媒体にもこのことを述べる論稿が掲載されている。前者は、The role of banks, non-banks and

- the central bank in the money creation process, Deutsche Bundesbank Monthly Report April 2017, p.13(16頁以下に Money and credit creation という項目がある) であり、後者は、Hanna Armelius, Carl Andreas, Money and monetary policy in times of crisis, Economic Commentaries, No. 4 2020, Sveriges Riksbank, p.1(2 頁以下で、銀行貸出によって貨幣が創造され弁済により貨幣が消滅することを説明している)。
- (38) ただし、論稿は、ここで、いくつかの要因によって、新規貸出の額と預金の額に違いが出ることも指摘する。
- (39) もとより、銀行が無制約に貸出しを行うことができるわけではない。いくつかの要因により貸出しは制約される。論稿は3つの要因を指摘している。1つ紹介すると、銀行というのは、預金に対して支払う利息よりも多くの利息を貸出しから得ることで成り立っているところ、競争的な市場において利益を上げることのできる貸出しを行う必要があるのであり、このような市場環境が貸出しを制約するというのである。McLeay *et al.*, supra note 5, pp.17 et s.
- (40) McLeay *et al.*, supra note 5, pp.16-17.
- (41) 第198回国会参議院決算委員会会議録2号5頁。
- (42) 第198回国会参議院財政金融委員会会議録11号3頁。同年10月23日の衆議院内閣委員会では、安藤裕委員が、全国銀行協会企画部金融調査室の『図説わが国の銀行』の説明を紹介しつつ、「誰かが銀行から借錢をすると、その分だけ日本国の中に存在する預金の総額がふえるということを言っているわけ」だが「この説明で合っているでしょうか」という質疑を行った。これに対して、日本銀行企画局審議役の藤田研二参考人は、「委員御指摘のとおり、信用創造につきましては、まず民間銀行が貸出しを行い、それに対応して預金が増加する、こういう対応関係になってございます」と答弁した。安藤委員は続けて「誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか」という質疑を行ったが、藤田参考人は「委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます」と答弁した。第200回国会衆議院内閣委員会会議録2号3頁。
- (43) 第208回国会参議院財政金融委員会3号1-2頁。
- (44) 下線部④というのは、リード文中に引かれている下線の一つで、市中銀行から企業に対する融資のことである。
- (45) 斎藤・前掲注(34)16頁。
- (46) 内藤敦之『内生的貨幣供給理論の再構築』48頁(日本経済評論社・2011年)。なお、「信用貨幣論の現代的なヴァージョンとしては、ポスト・ケインジアンの内生的貨幣供給結論とフランス、イタリアを中心とするサーキュレイショニストの貨幣的循環理論が存在する」(同3頁)。
- (47) 「内生的貨幣供給という概念自体は、古くから存在し、それを巡る論争も繰り返し起きている」(内藤・前掲注(46)48頁)が、「現代的な信用貨幣論としての内生的貨幣供給結論は、カルドアに始まる」(同3頁)。カルドアは、1970年に発表した論文で「マネタリズムの外生的貨幣供給結論の批判を行」い、「1980年代に入ってから、内生的貨幣供給結論を本格的に展開し始めた」が、「これがポスト・ケインジアンにおける出発点である」(同48頁)。
- (48) 内生的貨幣供給理論と対立するのが外生的貨幣供給理論であり、これは、「フィリップス的信用創造論、すなわちベースマネー(本源的預金)の供給があれば、準備率の逆数倍の総預金(本源的預金+派生的預金)が形成される」(斎藤美彦「内生的貨幣供給説としての『日銀理論』:再論」大阪経大論集72巻2号74頁(2021年))、つまり、「外生的にベースマネーを供給すれば、マネーストックが増加する」(同73頁)というものである。「主流派経済学及び通俗的に流布しているような、貨幣を所与のものと想定する貨幣供給論」(中野・前掲注(4)70頁)とも説明される。
- (49) ただし、1971年には三井銀行の板倉謙治が都市銀行研修会の講義で内生的供給理論と同様のことを述べていたようであるし(吉田暁「内生的貨幣供給結論と信用創造」経済理論45巻2号18頁(2008年))、長きにわたって全国銀行協会連合会に勤務した吉田暁もムーアの理論に依拠しつつ同様の理論を展開した(吉田は『決済システムと銀行・中央銀行』(日本経済評論社・2002年)のはしがきで、「現代の貨幣つまり現金通貨と預金通貨はいずれも信用貨幣であり、銀行の銀行としての中央銀行を頂点とする銀行システムを通じて、貸

- 出しによって供給され返済によって消滅する、という形で国民経済に対して供給される」と述べた)。斎藤・前掲注(48)80-81頁は、「日本の銀行界の先達は、いずれも預金は銀行の貸出により供給され(返済されない限り銀行システム内に留まり続け)、マクロ的に不足する準備は事後的に中央銀行により供給されると説明している」と述べている。
- (50) 斎藤・前掲注(34)19頁は、「おそらくは優れたセントラルバンカー(そしてバンカー)にとって、貨幣供給の内生性というのは自明のことなのであろう」という。
- (51) 手数料が典型である。貸主に支払う利息も当然調達費用ということになるが、もし受領前解除や期限前弁済をした場合に利息相当額が損害から除外されるのであれば、損害としては事实上無視できることになる。この点について、窪田充見「金銭消費貸借における損害賠償をめぐる問題についての覚書」磯村保ほか編『法律行為法・契約法の課題と展望』506頁(成文堂・2022年)は、「他からの資金を借り入れたためにそこで利息が負担となるとしても、まさしく今回の債権法改正による早期返済によって、その金利の負担は解消できるはずである」と指摘する。
- (52) 貨幣の内生性を承認しても貸付けの際に費用が発生することははあるが、その場合に発生した費用はもはや「調達費用」ではない。
- (53) 一問一答294頁。
- (54) 潮見ほか編・前掲注(32)『詳解改正民法』453頁〔千葉〕。
- (55) これに対して、貸金業者が貸主になる場合は、再運用が予定されている以上、調達費用は一般論として填補されるということになろう。損害が生じているのであれば、貸金業者の側がそれを主張立証しなければならない。
- (56) これについても、貸金業者が貸主になる場合であれば、再運用が予定されている以上、利息相当額の損害は一般論として填補されるというべきである。損害が生じているのであれば、貸金業者の側がそれを主張立証しなければならない。
- (57) 一問一答294頁。
- (58) 森田編・前掲注(32)72頁〔丸山〕は、「受取り前解除権による損害賠償は、原状回復としての損害賠償となるという解釈が制度趣旨にも合致」するという。
- (59) 窪田・前掲注(44)504頁は、立案担当者の説明について、「十分に説得力を有する」と評している。受領前解除の制度は、目的物が交付されていない段階での契約の拘束力を弱めるものと言える。
- (60) 債権法研究会編・前掲注(32)480頁〔三上〕。「あらゆるコストが全て金利として反映されて、しかもそれがその借入の期間内で均等に分割されて請求されるようになっている」という(法制審議会民法(債権関係)部会第54回会議議事録31-32頁〔三上発言〕)。
- (61) プロジェクトファイナンスなどにおいては、「A4の紙表裏で終わる一般的な金銭消費貸借契約書とは比較にならない大量の契約書類の作成や担保・フィージビリティー調査等に多額の費用がかかる」(債権法研究会編・前掲注(32)481頁〔三上〕)という。
- (62) 「期中の調達コスト」はここに含まれるため、調達コストも最終的には利息に吸収されることになる。ただし、当初の調達費用は①に含まれることになろうか。
- (63) 債権法研究会編・前掲注(32)481-482頁〔三上〕。
- (64) 潮見・前掲注(32)249頁。
- (65) 実際には、手数料という形で徴求されることになろうか。
- (66) 中田・前掲注(1)358頁がいうところの、「その契約がなかったとしても貸主が支出していたであろうもの」に該当する。
- (67) 中田・前掲注(1)369頁。他に、山野目章夫『民法概論4債権各論』151頁(有斐閣・2020年)、潮見・前掲注(32)269-270頁など。
- (68) 期限までの得べかりし利息を徴求することは実務感覚と著しく乖離することが指摘されていた。債権法研究会編・前掲注(32)479-480頁〔三上〕。「むしろ、先取りしていた利息については日割り計算にて返還するのが実務である」とも指摘された(同480頁注55)。法制審議会における審議でも、中井康之委員は、「通常の消費者金融をしている会社との取引においても、期限前弁済をしたからといって、期限までの利息相当額の損害賠償を請求している実務もないと思います」と述べていた(法制審議会民法(債権関係)部会第2分科会第6回会議議事録41頁)。現行法の下では、591条3項は136条2項ただし書の特則としての位置にあるため、利息相当額の損害を否定することは条文解釈としても自然である。

- (69) 債権法研究会編・前掲注(32)482頁〔三上〕。
- (70) 期限前弁済がなされれば貸倒れのリスクが消滅するという指摘（法制審議会民法（債権関係）部会第54回会議議事録30頁〔岡正晶〕）があることにも留意すべきである。
- (71) 利息以外の損害としてコミットメント・フィーが挙げられることがある。債権法研究会編・前掲注(32)483頁〔三上〕。コミットメントライン契約が締結された場合に問題となるもので、一般化はできないものの、損害として考えられるであろう。
- (72) のみならず、貸金業者のように業として貸付行為を行っている場合は、再流用によって損害が填補されたということが推定されるというべきである。